**第1章　相談支援専門員の役割について**

**１．大阪府における相談支援の現況**

**（１）「令和元年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査」結果の概要**

大阪府では、府内全市町村を対象に、平成31年４月現在における障がい児者の相談支援に関する実施状況調査を実施しました。

※調査結果については、「令和元年度障がい児者の相談支援に関する現況調査結果概要」を参照

　**＜調査結果の概要＞**

**➢相談支援事業所数・相談支援専門員数**

地域生活支援事業（交付税）による障がい者相談支援事業を実施する事業所は、府内で186事業所、1市町村当たり平均で4.3か所となっています。

相談支援事業については、計画相談支援990か所、障がい児相談支援703か所、地域移行支援400か所、地域定着支援397か所となっており、いずれも前年度より増加しています。

相談支援専門支援員については、1,949人となっており、前年度の1,792人から157人増加しています。

**➢自立支援協議会等での相談支援体制の検討状況**

「管内の相談支援体制の強化・充実方策について」、「計画相談支援・障がい児相談支援の推進策について」、「関係機関（基幹C、委託、指定特定事業所）の役割分担について」協議する場は、いずれも自立支援協議会が最も多く、次いで、相談支援事業所連絡会、その他（「市職員と関係機関との個別協議」や「委託相談支援事業所と基幹相談支援センターとの会議」）となっています。

**➢計画相談支援・障がい児相談支援実績**

障害者総合支援法分については、H31.3末時点で、障がい福祉サービス等受給者数85,092人に対して、計画作成済人数が85,086人となっており、作成率はほぼ100％となっています。（うち、セルフプラン率41％）

児童福祉法分についても、同時点で障がい児通所支援受給者数29,611人に対して、計画作成済人数29,611人となっており、作成率は100％となっています。（うち、セルフプラン47％）

**➢市町村における計画相談支援等を推進するための取組み**

「自立支援協議会等で事業所の実態把握等について意見交換している。」が最も多く32市町村、次いで「特定の相談支援事業所に業務が集中しないように配慮している。」が29市町村、「支給決定に当たって、年間を通して業務量が分散するよう配慮している。」が23市町村となっており、前年度とほぼ同様の傾向となっています。

**➢市町村におけるセルフプラン作成者への取組み**

「相談支援専門員による計画書作成について十分な説明を行っている。」が最も多く、22市町村、次いで「計画相談支援体制を整備し、セルフプランから計画相談への移行を促している。」が18市町村、「セルフプランを作成している者への意向調査を実施し、相談支援専門員によるケアマネジメントを希望しているか把握している。」が17市町村、「セルフプランを作成している者について、市町村担当者や基幹相談支援センターが数を把握・検証する場がある。」が8市町村、「その他」が２市町村となっています。

**➢相談支援の質的向上に向けた取組み**

「サービス等利用計画等（計画相談）の評価を実施している。」が7市町村、「相談支援専門員の資質向上のための研修や事例検討会等を実施している。」が31市町村となっています。

この研修や事例検討会実施の目的は、「支援技術のスキルアップのため」、「知識習得のため」、「課題解決のため」、「ネットワークづくりのため」となっています。

**➢計画相談を実施するにあたっての課題と対応策**

課題については、「相談支援事業所・相談支援専門員の不足」が15市町村と最も多く、対応策として「法人・事業所に対し新規申請の働きかけ」や「相談支援専門員のバックアップ体制を作ることで定着を図る」などが挙げられています。

次に「相談支援の質の向上・スキルアップ」「計画相談の質の向上」を課題に挙げているのが12市町村となっており、対応策として「相談支援専門員のスキルアップのための研修・勉強会の開催」をはじめとする研修会や事例検討会の実施や「連絡会等にオブザーバーが出席し、事業所間で差が出ないように助言を行う」などが挙げられています。この外に「相談支援事業の安定的な継続運営の確保」や「関係機関相互の連携・情報共有の場の確保」等となっています。

**➢基幹相談支援センターの設置状況**

基幹相談支援センターを設置しているのは、32市町村となっており、前年度より1市町村減少しており、

令和元年度中に設置予定が1市町村、令和2年度中に設置予定が2市町村、設置予定なしが8市町村となっています。設置形態については、単独設置の市町村では、直営が８市町、委託が17市町村、直営+委託が2市町となっており、また、共同設置している5市町村については、全て委託となっています。

**➢相談支援に係るツールの活用状況について**

「大阪府相談支援ハンドブック（H26改訂）」を活用しているのは、28市町村、「大阪府サービス等利用計画サポートツール（H28改訂）」の活用が17市町村、「相談支援体制における人材育成と定着支援に向けて（H27年度）」と「地域の相談支援体制について（H29年度）」の活用が13市町村となっています。

**（２）「令和元年度　障がい児者の相談支援に関する実施状況調査」結果から見えてくるもの**

　　　　　相談支援事業所数・相談支援専門員数は増加しているものの１人事業所もまだまだ多いという状況には大きな変化はありません。一方、相談支援専門員1人あたりの受給者数・サービス等利用計画作成済み数は増加しているとの結果もあります。

そのような状況の中において、セルフプラン率は、障害者総合支援法分は41%、児童福祉法分は47％であ

り、計画相談を希望する障がい児者に計画相談支援が十分行き届いているとはいえない現状にあります。

セルフプラン作成者に対する取組みとしては「相談支援専門員による計画書作成について十分な説明」、「計画相談支援体制を整備し、セルフプランから計画相談への移行を促す」、「セルフプランを作成している者への意向調査を実施し、相談支援専門員によるケアマネジメント希望の把握」などが市町村に求められています。

また、市町村においては、計画相談支援等を推進するために「自立支援協議会等で事業所の実態把握等についての意見交換」や「特定の相談支援事業所に業務が集中しないような配慮」、「支給決定に当たって、年間を通して業務量が分散するように配慮」など、相談支援専門員の業務量に係る課題に可能な限り対応しており、それら相談支援の体制に係る課題協議の場としての「自立支援協議会」や「相談支援事業所連絡会」等の役割はますます重要になってきています。

さらには、地域における相談支援の質的向上に向けた取組みとして、「支援技術のスキルアップのため」、「知識習得のため」、「課題解決のため」、「ネットワークづくりのため」を目的に、「サービス等利用計画等（計画相談）の評価」や「相談支援専門員の資質向上のための研修や事例検討会等」が実施されているが、まだまだ十分とは言えず、調査時点においても従来と同様に、課題として挙げられているのは、「相談支援事業所・相談支援専門員の不足」が最も多く、次いで「相談支援の質の向上・スキルアップ」「計画相談の質の向上」が多いという結果となりました。

これらのことから、相談支援専門員の養成・スキルアップを含めた人材育成は、市町村における相談支援に係る事業推進にとって、喫緊の課題であることが分かります。

このため、本部会では、障がい者ケアマネジメントの担い手としての相談支援専門員の果たす役割や権利擁護・虐待防止の視点をもちながら、障がい児者の想いに寄り添い、自己決定するプロセスを支えるためのアセスメント力など、相談支援の充実・強化に向けた相談支援専門員の養成・スキルアップの取組みについて「地域における相談支援に係る人材育成の充実」をテーマに検討を行い、報告書として取りまとめることとしました。